

議 事 録

会議の名称	平成30年第10回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成30年9月25日(火) 午後2時から 午後4時20分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第55号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第56号議案 農業第経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第57号議案 農業第経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間) (4) 第58号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) (5) 第59号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間) (6) 第60号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (7) 第61号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (8) 第62号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (9) 報告第30号 農地法第3条の3の規定による届出について (10) 報告第31号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (11) 報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (12) 報告第33号 農地法第6条の規定による農地所有適格者法人の報告について (13) 報告第34号 農地法第18条第6項の規定に通知について (14) 報告第35号 農地改良等に係る届出について (15) 報告第36号 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う

	事業計画書について
	5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	1 平成30年第10回本庄市農業委員会総会議事日程 2 平成30年第10回本庄市農業委員会総会議案 3 第10回総会事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から平成30年第10回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さんこんにちは。先日、13日の農地最適化推進活動活性化研修会ではたくさんの参加ありがとうございました。また、農地利用最適化ということで、共和5・6地区の農地中間管理事業も始まり、説明会に出席しました。地域の委員さんと推進委員さんには、これから忙しい時期かと思いますが、ご協力をお願いします。</p> <p>今月はたくさんの議案がございますが、慎重審議を重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、総会の定足数でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員44名中44名の出席となっておりますので、総会が成立しております。</p>

	<p>ますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は19番池田委員及び1番細野委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案8件及び報告7件であります。</p> <p>まず、第55号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第55号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第55号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、3件となります。内訳は、全て売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、坂爪委員でございます。なお、申請地位置図は、3ペ</p>

	<p>ージになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、坂爪委員の報告を願います。</p>
坂爪委員	<p>18番坂爪が報告します。9月22日に、黒澤推進委員と現地確認をし、受人から聞き取り調査を行いました。申請地は、3ページの地図をご覧ください。受人の状況ですが、受人の耕作は本人と世帯員、計2人で行っています。農業従事日数は、2人が年間300日です。農機具はトラクター3台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。申請地には、ねぎを作付けしたいということです。所有農地も周辺の農地に影響もなく問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしく願います。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたら願います。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、立石委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、立石委員の報告を願います。</p>
立石委員	<p>8番立石が報告します。9月22日に、飯島推進委員と現地確認をし、受人から聞き取り調査を行いました。申請地は、4ページの地図をご覧ください。受人の状況ですが、受人の耕作は本人と世帯員、計2人で行っています。農業従事日数は、2人が年間300日です。農機具はトラクター1台、管理機1台、軽トラック1台を所有しております。申請地はブロッコリー、ねぎを作付けしたいということです。所有農地も周辺の農地に影響もなく問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしく願います。</p>

議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号2については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の田2筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、池田委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは整理番号3について、池田委員から報告をお願いします。</p>
池田委員	<p>19番池田が報告いたします。9月22日に斉藤推進委員と現地確認を行い、受人から聞き取り調査を行いました。申請地は、5ページの地図をご覧ください。受人の状況ですが、受人の耕作は本人と世帯員、計3人で行っています。農業従事日数は、2人が年間300日、1人が250日です。農機具はトラクター5台、田植機2台、コンバイン2台を所有しております。受人の所有農地がたくさんありますが、周辺の農地に影響もなく問題ないかと思ひます。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号3については、許可といたします。</p> <p>次に、第56号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
事務局	<p>第56号議案を説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。</p> <p>第56号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきまし</p>

	<p>ては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、7ページから16ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、63件です。田109筆及び畑49筆の面積合計237,434㎡の利用権設定でございます。それらのうち、11ページのNo.28から16ページのNo.63までの36件については、農地中間管理事業として埼玉県農林公社が借主となり、出し手との利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま す。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありました。茂木伸夫委員及び坂上委員につきましては、利用権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっております。また、宮部委員、田島委員、武政委員につきましては、利用権の設定をする者として、本人又は同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第56号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第56号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第56号議案については、原案のとおり決定い</p>

	<p>たしました。</p> <p>事務局に申し上げます。茂木伸夫委員、坂上委員、宮部委員、田島委員、武政委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第57号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第57号議案を説明いたしますので、議案書17ページをご覧ください。</p> <p>第57号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、18ページから22ページをご覧ください。今回の申請件数は、27件です。麦作期間の利用権設定でございます。内訳としては、田22筆、畑21筆の面積合計69,720㎡でございます。</p> <p>本議案の決定の要件としましては、第56号議案と同様でして、農用地利用集積計画が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合し、さらに、利用権の設定等を受ける者が全部効率的耕作要件・常時従事要件・意欲能力要件・青壮年従事者要件をすべて備えることが必要でございます。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>第57号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第57号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第57号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第58号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第58号議案を説明いたしますので、23ページをご覧ください。</p>

	<p>第58号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（通年）を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画（案）に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画につきましては、24ページから28ページまでをご覧ください。借受希望者の公募に応募した担い手の方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。賃借権の設定等を受ける土地が田46筆、畑7筆、面積合計で92,457㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおり10名となっております。</p> <p>29ページにつきましては、耕作者が変更となる土地で、田6筆、面積合計で、11,059㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおり2名となっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市長から意見を求められておりました、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、宮部委員、坂爪委員、田島委員、武政委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者として、本人又は同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>（退席後）</p> <p>第58号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第58号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか？</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第58号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。宮部委員、坂爪委員、田島委員、武政委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第59号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第59号議案を説明いたしますので、30ページをご覧ください。</p> <p>第59号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画については、31ページから34ページまでをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が田37筆、畑3筆、面積合計で73,210㎡でございます。設定する権利は、すべて麦作期間の使用貸借となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>35ページにつきましては、耕作者が変更となる土地で、田6筆、面積合計で、11,059㎡でございます。設定する権利は、すべて使用貸借権となっております、設定を受ける者は記載のとおり2名となっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市長から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、坂爪委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p>

	<p>第59号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第59号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第59号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。坂爪委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第60号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第60号議案を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。</p> <p>第60号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、37ページをご覧ください。申請件数は2件で、山林への転用2件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、37ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、山林です。申請事由は、山林活用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、吉田委員でございます。</p> <p>申請地は、38ページをご覧ください。4-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。さらに、本申請は山林への転用という事案のため、申請地の状況を報告します。</p>

	<p>申請地については、以前は畑として利用しておりましたが、長年の歳月を経て周辺とともに山林化してしまい、畑としての維持が困難となってしまったとのことです。今後は、山林として管理していきたいとの申請に至ったとのことです。また、申請には、理由書も添付されておりますことを申し添えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、吉田委員の報告をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>15番吉田が報告いたします。38ページをご覧ください。現地調査は9月22日に行いましたが、申請人は遠くに住んでおり、たまたま8月頃に帰省した申請人から相談を受けました。申請地については、傾斜地で山林としても問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、37ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、山林です。申請事由は、山林活用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、吉田委員でございます。</p> <p>申請地は、39ページ及び40ページをご覧ください。4-2-1及び4-2-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われれます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われれます。さらに、本申請につきましても山林への転用という事案のため、申請地の状況を報告します。</p> <p>申請地については、以前は畑として利用しておりましたが、長年の歳月を経て、周辺の環境が山林や竹林となり、周辺とともに山林化してしまい、畑としての維持が困難となってしまったとのことです。今後は、山林として管理していきたいとの申請に至ったとのことです。また、申請には、理由書も</p>

	添付されておりますことを申し添えます。以上でございます。
議長	整理番号2について吉田委員より報告願います。
吉田委員	15番吉田が報告いたします。39ページと40ページをご覧ください。現地調査は9月22日に行いましたが、山深くなっており、現地までたどりつけずに、少しはなれた場所から確認をしました。申請地については、昔、山の中腹を開墾した場所かと思えます。現在は山林と一体化しております。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、第61号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	第61号議案を説明いたしますので、議案書41ページをご覧ください。 第61号議案農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、別紙の許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 計画変更申請内容を説明いたしますので、42ページをご覧ください。当初計画者及び承継者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆です。昭和52年6月30日が許可日となっております。計画変更申請の内容ですが、当初は、倉庫・廃品置場用地としての転用許可でしたが、太陽光発電施設用地としての計画変更でございます。計画変更する理由については、当初計画者は、酒屋を経営しており、倉庫の建設と、廃品置場として転用する予定でしたが、その後、土地造成工事を行い廃品置場として利用していましたが、倉庫の建設までには至らず数年前に酒屋を廃業したことによるものです。計画変更の事業計画については、継承者による太陽光発電施設用地として、今回の計画変更になったものです。申請地につきましては、当初許可後に分筆により2筆となり、申請面積につきましても、国土

	<p>調査が行われておりまして、変更後の面積は、記載のとおりとなっております。なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第62号議案の整理番号6で審議いただく予定でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第61号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第61号議案の計画変更申請について、承認相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、承認相当として県知事に意見書を送付いたします。</p> <p>次に、第62号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第62号議案を説明いたしますので、議案書43ページをご覧ください。</p> <p>第62号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、44ページをご覧ください。申請件数は、8件で、所有権移転7件及び賃借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、44ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>申請地は、45ページをご覧ください。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が建売分譲住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項</p>

	<p>目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございませ。</p>
議長	<p>整理番号1について、浅見委員の報告をお願いします。</p>
浅見委員	<p>9番浅見が報告いたします。申請地について45ページ、5-1の地図をご覧ください。9月22日に鯨井推進委員と現地確認しました。申請事由は建売分譲住宅用地です。権利区分は所有権移転、用途地域は都市計画法34条11号区域です。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇〇が近くにあり、近隣は住宅が建ち並びんでおります。農地の集団性や周辺農地等への支障はないことから、転用に当たっては特に問題はないと思われま。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めませ。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、44ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございませ。</p> <p>申請地は、46ページをご覧ください。5-2については、第1種中高層住居専用地域に存してございませので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございませ。</p>
議長	<p>整理番号2について、私から報告をさせていただきます。</p> <p>申請地について46ページ、5-2の地図をご覧ください。9月22日に倉林推進委員と現地確認しました。申請事由は太陽光発電施設用地です。権利区分は賃借権、用途地域は第一種中高層住居専用地域です。</p> <p>近隣は北側に同じく太陽光施設が設置予定となっており、農地としては、耕作不便地のため、農地の集団性や周辺農地等への支障はないことから、転</p>

	<p>用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p> <p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号3を説明いたしますので、44ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、47ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3について、私から報告をさせていただきます。</p> <p>申請地について47ページ、5-3の地図をご覧ください。9月22日に倉林推進委員と現地確認しました。申請事由は太陽光発電施設用地です。権利区分は所有権移転、用途地域は指定なしです。</p> <p>申請地は傾斜で耕作不便地のため、農地の集団性や周辺農地等への支障はないことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p> <p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、44ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、48ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、私から報告をさせていただきます。</p> <p>申請地について48ページ、5-4の地図をご覧ください。9月22日に倉林推進委員と現地確認しました。申請事由は太陽光発電施設用地です。権利区分は所有権移転、用途地域は指定なしです。</p> <p>申請地は傾斜地で、近隣には太陽光発電施設もあり、農地の集団性や周辺農地等への支障はないことから、転用に当たっては特に問題はないと思われまます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p> <p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、44ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区</p>

	<p>域となっています。地区担当は、鈴木委員でございます。</p> <p>申請地は、49ページをご覧ください。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が建売分譲住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。
鈴木広子委員	<p>10番鈴木が報告いたします。申請地について49ページ、5-5の地図をご覧ください。9月22日に笠原推進委員と現地確認しました。申請事由は建売分譲住宅用地です。権利区分は所有権移転、用途地域は都市計画法34条11号区域です。</p> <p>申請地の近隣は住宅が建ち並びんでおります。農地の集団性や周辺農地等への支障はないことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませぬので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、44ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、50ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替</p>

	<p>えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号6について、私から報告をさせていただきます。</p> <p>申請地について50ページ、5-6の地図をご覧ください。9月22日に倉林推進委員と現地確認しました。申請事由は太陽光発電施設用地です。権利区分は所有権移転、用途地域は指定なしです。</p> <p>申請地の近隣には住宅や太陽光発電施設もあり、農地の集団性や周辺農地等への支障はないことから、転用に当たっては特に問題はないと思われま。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p> <p>整理番号6について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明を求めま。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号7を説明いたしますので、44ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町保木野地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、物置・駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、清水委員でございます。</p> <p>申請地は、51ページをご覧ください。5-7については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が物置・駐車場用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>

議長	整理番号7について、清水委員の報告をお願いいたします。
清水委員	<p>14番清水が報告いたします。申請地について51ページ、5-7の地図をご覧ください。9月22日に奥原推進委員と現地確認しました。申請事由は物置・駐車場用地です。権利区分は所有権移転、用途地域は指定なしです。受人は自宅前の土地を購入し、そこに物置並びに自己用車両を置きたいということです。近隣は住宅が建ち並びんでおります。住宅に隣接している場所なので、周辺農地等への支障や、転用に当たっては特に問題はないと思われまます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号7について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたしますので、44ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、住宅敷地拡張用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、52ページをご覧ください。5-8については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、私から報告をさせていただきます。</p> <p>申請地について52ページ、5-8の地図をご覧ください。9月22日に倉林推進委員と現地確認しました。申請事由は住宅敷地拡張です。権利区分は所有権移転、用途地域は第1種中高層住居専用地域です。</p> <p>受人は、道路拡幅工事に協力をし、宅地の一部を売りましたが、使い勝手が悪くなってしまい、現在の家の南側を拡張したいということです。第1種中高層住居専用地域ということで、転用に当たっては特に問題はないと思われまます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたしまして、報告を終わります。</p> <p>整理番号8について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第30号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第30号を説明いたしますので、議案書53ページをご覧ください。</p> <p>報告第30号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、54ページをご覧ください。専決処分件数は、7件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第31号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第31号を説明いたしますので、議案書55ページをご覧ください。</p> <p>報告第31号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、56ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ること県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第32号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第32号を説明いたしますので、議案書57ページをご覧ください。</p> <p>報告第32号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、58ページ及び59ページをご覧ください。専決処</p>

	<p>分件数は、8件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第33号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第33号を説明いたしますので、60ページをご覧ください。</p> <p>報告第33号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が61ページ及び62ページのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第34号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第34号を説明いたしますので、63ページをご覧ください。</p> <p>報告第34号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書を受領件数は、10件です。その通知内容は、64ページ及び65ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第35号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第35号を説明いたしますので、議案書66ページをご覧ください。</p> <p>報告第35号農地改良等に係る届出について、農地改良等の取扱いに關す</p>

	<p>る要綱第5-2-(2)の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、67ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地を農地として利用する行為の一環である農地改良等のうち、軽微な事案の場合は、工事着工前に必ず農業委員会に届出書を提出することにより、県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第36号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第36号を説明いたしますので、68ページをご覧ください。</p> <p>報告第36号電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第29条第13号の規定により、電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>事業計画書については、69ページから73ページをご覧ください。届出件数は、28件です。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>閉会</p>

平成30年第10回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成30年9月25日(火)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後4時20分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席	○	藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅史	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席	○		木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席				斉藤 勇

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主査	中村 真敏
専門員	津久井 伊久弥

書記

農地係長 飯島 崇